

大崎市民病院（本院） 医療従事者負担軽減実施結果（R3）

<p>○ 大崎市民病院（本院）の医療従事者負担軽減計画について</p> <p>当院では、医師の事務作業軽減のため、平成19年度から診断書作成担当職員を配置する等、業務負担軽減に意を用いてきた。院内の検討・推進体制では、医療従事者負担軽減及び処遇改善の責任者に副院長を選任するとともに、医療従事者の意見を集約し、経営への取り込みを行うため、平成29年度より、医師を長とした「大崎市民病院医療従事者業務負担軽減検討委員会」を組織し、集約・検討した意見を同委員会を通じて院長へ提言できる体制を整備している。</p> <p>また、施策では、看護師等との業務分担体制を推進するほか、医療従事者の身体的負担軽減としての宿直明けの職専免取得推進、医療業務全般に係る業務の効率化及び負担軽減等を図るための電子カルテシステムの導入、業務分担の推進及び医師の事務作業負担軽減としての医療クラーク導入（最大約40名）等を実施してきている。</p> <p>今後は、これまでの施策継続とともに、地域医療支援病院要件達成を前提とした、外来縮小、地域医療連携の強化等を推進し、健全経営と医療従事者業務負担軽減の両立を見据えた業務体制の構築を図ってゆく。</p>

(1) 負担軽減項目

負担軽減項目	取組条件	取組項目	新規 既設 区分	全体的な 取組目標	前年度末の現状	前年度取組目標		全体の 状況	当年度以降の取組目標	当年度の取組結果	当年度末の達成状況
							達成 状況				
外来縮小の取り組み	必須	地域医療支援病院承認後の現状における、逆紹介の推進等、現在の診療状況に合わせた外来業務縮小の取り組みの実施	既設	地域医療支援病院承認要件をもとに、医師負担軽減のため、必要に応じ、各診療科において逆紹介を推進する	小児科を含めた全ての診療科が「原則紹介予約制」を実施。令和2年12月までの平均逆紹介率76.44%	院外への紹介予約制の周知徹底及び地域の医療機関への逆紹介の推進（逆紹介率65%以上）	達成	実施中	院外への紹介予約制の周知徹底及び地域の医療機関への逆紹介の推進（逆紹介率65%以上）	院外への紹介予約制の周知徹底及び地域の医療機関への逆紹介を推進。結果令和3年12月までの平均逆紹介率75%以上	達成
院内保育所	任意	育休明けに安心して働くことができるよう0歳児から就学前までの幼時と学童を対象とした24時間対応の院内保育所を設置している。	既設	・保育士の研修強化 ・病児保育の検討	保育士の研修は委託業者で適宜行っている 病児保育については、環境整備や保育士等の配置が必要となるため引き続き検討	・保育士の研修強化 ・病児保育の検討	未達成	実施中	・保育士の研修強化 ・病児保育の検討	・保育士の研修は委託業者で適宜行っている。 ・病児保育については、専属の看護師及び保育士の配置が必要となること、専用部屋の確保や出入口の改修等が必要であるため、引き続き検討する。	未達成
医師に対する医師事務作業補助体制	任意	医師事務作業補助者の配置	既設	医師事務作業補助体制加算15:1の継続的な取得、医師事務作業補助者30名以上の配置	医師事務作業補助体制加算15:1取得、医師事務作業補助者38名配置。また、所定の32時間及び6ヶ月間の新人研修の他、診療報酬に係る勉強会の実施	現状体制の維持及び医師事務作業補助者への教育等の実施	達成	実施中	現状体制の維持及び医師事務作業補助者への教育等の実施	医師事務作業補助体制加算15:1取得、医師事務作業補助者38名配置。また、所定の32時間及び6ヶ月間の新人研修を随時実施。	達成
医師の交代勤務制の導入検討	任意	交代勤務制の導入を検討する（業務体制の確立、不足医師数の確保等）	既設	24時間又は深夜帯勤務を行う救急関係診療科を主として、必要医師数確保できる診療科において、導入可能性を検討し、必要に応じて実施する	導入するには相当数の医師を確保することが必要であり、現状では医師不足のため、導入可能な診療科はなく、継続的に検討することとした	対象診療科への調査等の実施及び導入の検討	未達成	実施中	対象診療科への調査等の実施及び導入の検討	導入の可能性を検討したが、前年度同様に、現状では相当数の医師確保が必要となり、導入可能な診療科はなく、継続的に検討することとした。	未達成
短時間正規雇用の医師の活用	任意	医師の短時間正規雇用に係る各種例規等の整備、並びに各診療科の実情に応じた、必要な範囲における、短時間正規雇用の医師の採用、配置	既設	育児休業法改正に伴う各種例規整備、職場環境改善及び業務負担軽減を前提とした短時間正規雇用医師の採用を行う	短期正規採用医師なし（需要なし）	必要とする診療科の把握及び採用	達成	実施中	必要とする診療科の把握及び採用	女性医師の育児短時間勤務利用者が増加（R1:2人→R2:4人）しており、仕事と育児が両立ができる環境が徐々に醸成されている。	達成
医師の宿直明け職専免付与	任意	医師の宿直明けの職専免取得推進（対象日が休日の場合、休日明けのなるべく早い日）（医師については宿直明け当日午後から）（他職種については実現済み）	既設	医師数等を勘案し、取得可能な診療科から、左の取組を実施する	宿直翌日午後の職専免では、29名の医師が職専免申請を提出（平成31年1月分）。翌日全日職専免、休日日直業務への振替付与とは実績なし	宿直翌日の全日職専免付与 休日日直業務への振替付与	未達成	実施中	宿直翌日の全日職専免付与 休日日直業務への振替付与	・宿直翌日職専免では、73名の医師から職専免申請を提出（令和3年1月分）。うち1名は翌日全日職専免、その他は午後職専免であった。 ・休日日直業務への振替付与は、日直手当が支給されているため振替は不可である。	未達成

(1) 負担軽減項目

負担軽減項目	取組条件	取組項目	新規 既設 区分	全体的な 取組目標	前年度末の現状	前年度取組目標		全体の 状況	当年度以降の取組目標	当年度の取組結果	当年度末の達成状況
							達成 状況				
看護師の採用拡充	任意	7対1の安定取得，小児科を除く一般病棟の4人夜勤体制，認定看護師のフリー化等を実現できる人員確保を行う	既設	7対1の安定取得，小児科を除く一般病棟の4人夜勤体制，認定看護師のフリー化等を実現できる人員確保を行う	令和元年度は前年度末と比較し8名の減員となっている。 7対1安定取得については，毎月ぎりぎりではあるが取得できている状態。 小児科を除く一般病棟の4人夜勤体制整備については，10病棟中6病棟が実施できている。 認定看護師のフリー化については，引き続き病棟・外来兼務となっており，実現には至っていない。	7対1の安定取得，4人夜勤体制，認定看護師のフリー化等を実現できる人員確保を行う	未達成	実施中	・看護師確保ガイドランスへの積極的な参加 ・潜在看護師職場体験の実施	・新型コロナの影響により就職ガイダンスの開催見送りが多い中，集客が見込まれるものに絞り積極的に参加した。（R1：15回→R2：9回予定）ガイダンス開催数減少の影響から，県による県内医療機関紹介事業に参加し，看護部紹介動画を作成の上，宮城県及び当院ホームページ，就活サイトへ掲載し，広く看護師確保の周知を図った。 ・潜在看護師職場体験は，新型コロナの影響により令和2年度の実施は見送った。	未達成
年休取得率の向上	任意	年休取得率の向上，夏休み（5日間）の完全取得及び連続取得の推奨	既設	・5日間の完全取得（義務），平均7日取得 ・夏休み（5日間）の完全取得と連続取得の推奨	平成31年（1月～12月）の本院医療従事者の年休取得率は7.0日となっている。 医療従事者の夏期休暇の取得可能期間を引き続き6月～10月としている。	年休取得率の底上げ	達成	実施中	年休取得率の底上げ	・令和2年（4月～12月）の本院職員の1人あたり平均取得日数は，5.5日となっている。5日間の完全取得について，取得促進の周知を図る。 ・夏期休暇の取得可能期間を引き続き6月～10月とした。	達成
電子カルテ化	任意	医療用画像のフィルムレス化の実施（医療用画像の電子（デジタル）化）及びオーダーリングシステム，各部門システムの整備・導入	既設	同システムの安定稼働	平成22年度よりX線フィルム等医療用画像資料をデジタル化することで，業務の効率化及び業務負担軽減等を図る また，平成23年5月より電子カルテシステムを導入することで，医療の効率化・電子化等を推進するとともに，業務負担軽減等を図る	同システムの安定稼働	達成	実施中	同システムの安定稼働	継続して実施中	達成

注) 1 上表中「前年度取組目標」を設定している項目では，「前年度末の現状（見込）」に基づき，当該設定目標について，「達成（目標要件を達成又は実施している）」，「未達成（目標要件に実態が至っていない（取組中を含む））」の2段階で評価している

2 上表中「全体の状況」項目では，「前年度末の現状（見込）」に基づき，「全体的な取組目標」について，「実施中（全体的な取組目標の全部又は一部を実施している）」，「取組中（全体的な取組目標の向けて作業に着手している段階）」，「取組なし（まったく作業に着手していない）」の3段階で評価している

3 上表中「新規既設区分」では，本計画にはじめて記載する項目を「新規」，以前より記載されているものを「既設」と記載している（計画年度以前から実施しているものでも，計画新規記載のものは「新規」としている）

4 上表中「医療クラーク」とは，「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日医政発0430第1号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）における「医療クラーク」（事務職員）のことをいう。